

## KPI ACADEMY 利用規約

### 第1条 (名称及び所在地)

本テニススクールは、「KPI ACADEMY」(以下「本スクール」といいます。)と称し、その所在地を「KPI PARK」(神奈川県横浜市戸塚区品濃町 1588-1、以下「KPI PARK」という。)に置くものとします。

### 第2条 (運営会社)

本スクールの運営及び管理(会員資格の得喪及び変更、クラス及びプログラムの設定及び変更、レッスンの実施、会員との連絡折衝、レッスン料及び諸費用の収受、利用規約の制定及び改廃等を含み、これに限りません。)は、KPI 株式会社(以下「当社」といいます。)が行うものとします。

### 第3条 (目的)

本スクールは、会員のテニス技術の向上とスポーツマンシップの養成を通じて、本スクールの目的である 人生を生き抜く人間力を育ててまいります。

### 第4条 (会員制度及び契約期間)

1. 本スクールは会員制とします。
2. 入会希望者は、本規約に同意し、第 6 条に定める入会資格を満たし、第 5 条 1 項に定める入会手続を完了することをもって、本スクールの会員(以下「会員」といいます。)の資格を取得するものとします。
3. 会員と当社との間の本スクールの利用等に関する契約の期間は、当該会員が会員の資格を取得し、会員の資格を喪失するまでとします。

### 第5条 (入会手続)

1. 入会希望者は、次項の方法により入会申込みを行い、当社による入会審査を受けるものとします。審査の結果、当社が当該入会希望者に対し、申込みを承諾した旨を通知することにより、入会希望者は会員資格を取得するものとします。
2. 会員になることを希望する方は、当社が指定する入会申込書等に正確な情報及び希望するクラスを記載し、当社が指定する資料を添えて、これを当社に提出していただく必要があります。なお、当社において必要と認めた場合、入会申込書等及び資料の提出のほか、実技試験を行う場合があります。
3. 当社は、その裁量により、入会の申込みを承諾し又は承諾しないことができるものとします。なお、入会の申込みを承諾しない場合でも、当社は申込者に不承諾の理由を通知致しませんので、あらかじめご了承ください。

### 第6条 (入会資格)

会員になることを希望する方は、次の各号の全てに該当していただく必要があります。

- ① 本規約等(定義は第 10 条 1 項記載のとおり)及び本スクールの指示や注意を遵守していただける方
- ② 未成年者の場合、第 7 条に定める親権者等の同意を得ている方

- ③ 会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方
- ④ 暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他これらに準ずるものに該当しない方
- ⑤ 過去に、当社又は他のスポーツクラブ等において除名等の処分を受けたことがない方
- ⑥ 感染症等の疾患その他第三者に伝染又は感染するおそれのある疾患を有していない方
- ⑦ 心身の状況が良好で医師から運動を禁止されていない方
- ⑧ その他、本スクール及び KPI PARK を利用することが不適切であると当社が認める事情のない方

#### 第7条（未成年者）

1. 未成年者が会員になることを希望する場合、当該未成年者は、親権者又は法定代理人（以下「親権者等」といいます。）の同意を得た上で、連名にて第 5 条第 2 項に定める申請手続を行っていただく必要があります。
2. 会員が未成年者の場合、親権者等は、法令上、親権者等に責任が生じない場合を除き、自ら会員となる場合及び自ら KPI PARK を利用する場合と同様に、会員本人と連帯して、本規約及び本スクールの利用に基づく責任を負うものとします。

#### 第8条（クラス及びプログラム）

1. 本スクールのクラスは、次の区分のとおりとします。
  - ① プレイヤーズクラス
  - ② ジュニアユースクラス
  - ③ グリーンボールクラス
2. 前項の各クラスにおけるプログラム（レッスン日時、指導を担当するコーチやトレーナー及び指導内容等をいいます、以下同じ。）は、会員及び本スクール全体の状況等を考慮して、当社において決定させていただきます。プログラムの内容について、会員の個別の希望には添いかねますので、あらかじめご了承ください。
3. プログラムの内容は、会員及び本スクール全体の状況等を考慮して、本スクールの都合により変更することがありますので、あらかじめご了承ください。
4. 当社は、クラスの所属人数、レッスン料その他本スクールの運営上の都合により、本スクールのクラス区分を変更し、又は個別のクラスを休止又は廃止することがあります。この場合、クラス区分の変更、個別のクラスの休止又は廃止を行う前に、当該クラスに所属している会員の方に通知させていただきます。

#### 第9条（スクール中止の取扱）

1. 本スクールは天候等の条件によって、活動を中止することが出来るものとする。
2. 天候等によって活動を中止する場合、活動開始時間の 60 分前までに告知することとする。ただし、悪天候により急遽活動中止が必要と判断した場合はこの限りではない。
3. 天候の急変等により、スクール活動が困難と判断し、スクール活動を中止した場合は別日への振替を付与するものとする。ただし、クラス開始 60 分以上の活動についてはこの限りではない。

#### 第10条（欠席および振替）

1. 会員は自己都合により欠席をする場合は、レッスン開始 30 分前までにシステムから本スクールへ告知するものとする。
2. 会員は自己都合により欠席をする場合、振替が付与されるものとする。ただし、1か月以内に消化するものとする。
3. 本スクールへ告知がなく無断欠席となった場合は振替が付与されないものとする。

#### 第11条（クラス変更）

1. 会員が、本スクールにおいて所属するクラスの変更を希望する場合、変更月の前月 10 日までに手続きを行うものとする。  
上記期日を過ぎた場合は翌々月からの変更となります。
2. 前項の規定により、当社がクラスの変更を承諾した場合、当該会員は翌月 1 日から変更後のクラス所属となり、第 13 条の規定に従い、当該クラスの授業料等をお支払いいただく必要があります。

#### 第12条（本規約等の遵守）

1. 会員は、本規約、当社が本スクール及び KPI PARK に関して制定するその他の規約、公式ウェブサイト（ドメイン名：<https://www.kpi.asia/kpita/>）、KPI PARK 内の注意書きや掲示、その他当社又は本スクールが定める事項（これらを総称して「本規約等」といいます。）を遵守していただく必要があります。
2. 会員は、本スクールでのレッスンに参加するにあたり、本スクール及び本スクールのスタッフ（コーチ、トレーナーその他の職員）の指示に従っていただく必要があります。

#### 第13条（レッスン料等）

1. 会員は、当社がクラス毎に定めるレッスン料及び諸費用等（以下「レッスン料等」といいます。）を、当社が指定する方法によりお支払いいただく必要があります。
2. レッスン料等は、本規約等に特段の定めのない限り、月額・前払い制とし、会員は、毎月 20 日に翌月分のレッスン料等を支払うものとします。
3. 会員は、本スクール利用の有無を問わず、その在籍中は、レッスン料等をお支払いいただく必要があります。なお、一旦納入されたレッスン料等は、法令の定め又は当社が承諾した場合を除き、返還致しませんので、あらかじめご了承ください。

#### 第14条（スポーツ安全保険）

1. 会員は、自らの費用により、当社が指定するスポーツ安全保険に加入し、期間満了の際は更新していただく必要があります。
2. 会員は、当社から求められた場合、加入したスポーツ安全保険の保険証の写しを当社に提出していただく必要があります。

#### 第15条（個人情報の取扱い）

当社は、会員の個人情報を、「プライバシーポリシー」（URL：<https://www.kpi.asia/faq/>）に従って、適切に取り扱います。

## 第16条（届出義務）

1. 会員情報（氏名、住所、連絡先）に変更が生じた場合、当社が指定する方法で、速やかに本スクールまで届け出てください。
2. 前項の手続を行わないことにより、会員が被った不利益や損害等について、当社は責任を負わないものとします。

## 第17条（休会及び退会）

1. 本スクールを休会しようとする会員は、休会を希望する月の前月 10 日までに、当社の指定する方法により、手続きを行う必要があります。  
所定の期日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
2. 休会は 1 か月単位（1 日～末日）とし、月の途中での休会は認められません。
3. 休会期間中はクラス別に設定された休会料を支払うものとします。
4. 本スクールを退会しようとする会員は、退会を希望する月の 10 日までに、当社の指定する方法により、手続きを行う必要があります。（7 月末で退会希望の場合は 7 月 10 日まで）  
所定の期日を過ぎた場合は翌月末での退会となります。
5. 退会後に再入会される場合は、再度入会金及びレッスン料を支払うものとします。

## 第18条（禁止行為）

会員及びその親権者等は、次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- ① 本規約等及び本スクールの指示や注意に違反し、又は違反するおそれがある行為
- ② 会員若しくは親権者等自身又は他の会員若しくは親権者等の身体又は財産等に危害その他の悪影響を及ぼす行為
- ③ 飲酒、妊娠又は体調不良等で健康状態を害しており、運動するのが好ましくないにもかかわらず本スクールに参加する行為
- ④ 感染症等の疾患その他第三者に伝染又は感染するおそれのある疾患に罹患しているにもかかわらず、本スクールに参加する行為
- ⑤ KPI PARK 内において飲酒及び喫煙をする行為
- ⑥ 本スクール又はプライベートレッスン（定義は第 22 条 1 項記載のとおり）以外のために、本スクールの施設や設備を利用する行為
- ⑦ 本スクールの許可なく、KPI PARK 内で行う営業又は商用に関する行為
- ⑧ 本スクール、当社、他の会員その他の第三者を誹謗中傷する行為及びこれらの者に対する暴力行為や威嚇行為
- ⑨ 本スクールの許可なく、各クラスのレッスン中に会員（自らの親族及び関係者も含む。）に話しかける等レッスンの円滑な進行を妨げるような行為
- ⑩ 本スクールの許可なく、本スクールにおいて撮影をする行為
- ⑪ 本スクールの許可なく、インターネット上で本スクールにおける情報を公開する行為
- ⑫ 本スクールの許可なく、本スクールに所属しない方、コーチ及びトレーナー等を招いて、本スクールの施設や設備を利用したり、プライベートレッスンを実施したりする行為
- ⑬ 本スクール、当社及び第三者の業務を妨げ、又は妨げるおそれがある行為

- ⑭ 痴漢、覗き、露出及び窃盗等その他公序良俗に違反する行為
- ⑮ KPI PARK 内において政治的又は宗教的な宣伝や活動をする行為
- ⑯ その他、前各号に準じる行為及び本スクールが個別に禁止する行為

#### 第19条（資格の停止及び除名）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当該会員について、クラスの降格若しくは会員資格の一時停止又は除名をすることができます。
  - ① 本規約等及び本スクールの指示や注意に違反した場合
  - ② レッスン料等の支払いを怠った場合
  - ③ 各クラスのプログラムを受講するにあたり、技量や熱意が足りないと明らかに認められると当社が判断した場合
  - ④ 本スクール、当社及び KPI PARK の名誉を傷つける行為、並びに、本スクール及び KPI PARK の秩序を乱す迷惑行為等、会員としてふさわしくない行為をした場合
  - ⑤ 前条に定める禁止行為をした場合、又はその疑いがある場合
  - ⑥ その他、前各号のほか、当社が会員としてふさわしくないと認めた場合
2. 前項に基づき除名された会員は、当社が認めた者でない限り、その後本スクールに入会したり、KPI PARK を利用したりすることはできないものとします。
3. 第 1 項に基づくクラスの降格若しくは会員資格の一時停止又除名により、当該会員に生じた不利益や損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第20条（資格喪失）

会員は、次の各号に該当する場合、会員としての資格を喪失します。

- ① 当社所定の手続に従い退会された場合
- ② 会員本人が死亡された場合
- ③ 第 19 条 1 項により除名された場合
- ④ 第 24 条 2 項により当社が本スクール又は KPI PARK の全部を閉鎖した場合
- ⑤ その他、前各号に準ずる事由が生じた場合

#### 第21条（スカラシップ制度）

1. 当社は、本スクールにおいて、スカラシップ制度（本スクールの目的や活動に協賛いただいたスポンサーの本スクールに対する支援により、会員のレッスン料等を負担又は軽減する制度をいいます、以下本条において同じ。）を導入することがあります。
2. スカラシップ制度の内容は、スポンサー数、スポンサーによる支援内容及び支援金額等を踏まえ、当社の裁量により決定するものとします。
3. スカラシップ制度の対象となる会員及び当該会員に対する支援の内容は、当社の裁量により決定するものとします。

#### 第22条（プライベートレッスン）

1. KPI PARK では、プライベートレッスン（本スクールに所属するコーチ又はトレーナーが、当社の許容する範囲で、自らの事業として、会員又は会員以外の方に対して行うレッスン）が行われることがあります。
2. プライベートレッスンの実施及び内容について、当社及び本スクールは関与しておりま

せん。プライベートレッスンについては、会員と各コーチ又は各トレーナーとの間の直接の契約になります。当社及び本スクールは、プライベートレッスンに関する事項に対して一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

#### 第23条（免責事項）

1. 当社は、会員に対し、本スクールの利用によって、各種ランキングへの掲載及びスポンサーの確保等、何らの利益や結果を保証するものではありません。これらの事項について、会員の目的や希望を達成できない場合であっても、当社は一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
2. 本スクールへの参加及び KPI PARK の利用中に会員（当該会員の親権者等を含みます、以下本条において同じ。）に生じた損害について、当社の故意又は重過失によって生じた場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員同士や会員と他の KPI PARK 利用者等の間で係争やトラブルが発生し、これにより会員に生じた損害について、当社の故意又は重過失によって生じた場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 会員は、KPI PARK に持ち込んだ私物を各自の責任で保管するものとし、私物の紛失、盗難、破損等及びこれに伴う損害について、当社の故意又は重過失によって生じた場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第24条（営業日、営業時間及び休業日等）

1. 当社は、裁量により、本スクール及び KPI PARK の営業日、営業時間及び休業日等を決定することができます。
2. 当社は、次の各号に該当する場合、会員に事前に告知した上で、本スクール及び KPI PARK の全部又は一部を閉鎖し、若しくは休業することができます。
  - ① 天災地変、気象災害、火災の発生、感染症の流行等その他不可抗力による時、又はそのおそれがあるとき
  - ② 本スクール又は KPI PARK の増改築、施設又は設備の修繕や点検等を要するとき
  - ③ 法令の制定改廃又は公権力による処分、行政指導、命令、又は要請等があったとき
  - ④ 本スクール又は KPI PARK の利用者、従業員、近隣住民、その他第三者等の安全確保のため、やむを得ないとき
  - ⑤ その他、本スクール又は KPI PARK を営業することが困難であるとき、又は営業することが相当でないと当社が判断したとき
3. 前項の規定により、本スクール及び KPI PARK の全部又は一部を閉鎖し、若しくは休業することとなった場合でも、法令に基づく場合又は当社が承諾した場合を除き、会員のレッスン料等の支払義務は軽減及び免除されないものとします。

#### 第25条（会員の損害賠償責任）

会員（当該会員の親権者等を含みます。）が、本スクールへの参加及び KPI PARK の利用に関し、当社、他の会員、本スクール及び KPI PARK の関係者及び第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償しなければならないものとします。

#### 第26条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団員、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）ではなく、資金提供又はそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力の維持、運営に協力や関与をしておらず、また、反社会的勢力との関係を有していないことを表明し、かつ、将来にわたってもこれに該当しないことを誓約します。
2. 会員は、将来にわたって、次の各号に掲げる行為を行わないことを誓約します。
  - ① 自ら又は第三者を利用して、当社及び本スクールの関係者に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いること
  - ② 自ら又は第三者を利用して、当社及び本スクールの関係者に対し、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は自身の関係者が反社会的勢力である旨を伝えること
  - ③ 自ら又は第三者を利用して、当社及び本スクールの関係者の名誉や信用などを毀損し、又は毀損するおそれのある行為をすること
  - ④ 自ら又は第三者を利用して、当社及び本スクールの関係者の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること。
3. 会員が、前 2 項のいずれかに違反した場合、当社は何らの通知を要せず、直ちに本スクールに関するすべての契約を解除することができ、かつ、当該会員に対し、当社が被った損害の賠償を請求することができます。

#### 第27条（準拠法及び合意管轄）

1. 本規約の効力、解釈、履行及び紛争解決を含むすべての事項については、日本国の法律及び法令が準拠法として適用されるものとします。
2. 本規約、その他本スクール又は KPI PARK の利用に関して紛争を生じ、裁判手続による解決を必要とする場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

#### 第28条（本規約等の改定）

1. 当社は、本規約等及び本スクールの運営及び管理に関する事項を改定することができるものとし、その効力はすべての会員に適用されます。
2. 当社が、前項の規定により、本規約等を改訂する場合、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、公式ウェブサイト（URL：<https://www.kpi.asia/kpita/>）に掲載する方法又はその他の適切な方法により周知するものとします。

以上

制定日：2023年8月31日